

## 介護老人保健施設しお風 利用料金表（介護保健施設サービス1割負担の方）

2025年4月1日

## 1. 介護保険サービス費(Ⅰ) [1割…自己負担分 9割…保険給付]

従来型個室または多床室をご利用するかにより、施設サービス費が異なります。

介護度	①介護保健施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ) 【従来型個室】	①介護保健施設サービス費(Ⅰ)(Ⅳ) 【多床室】	備考
要介護1	788円／日	871円／日	左記の介護保健施設サービス費に加え、下記について加算されます。 ②サービス提供体制強化算定Ⅱ(18人／日) (介護職員を60%以上を配置) ③夜勤賃料を加算(11円／日、※一般様のみ) (既存の介護職員数において基準を満たしている場合) ④認知症7加算(76円／日、※認知症専門棟へ入所された場合のみ) ⑤在宅復帰在宅看護費支拂機能加算(51円／日) (在宅復帰の基準を満たす場合に限る) ⑥介護職員処遇改善算定(1) 基本サービス費+各種加算=総単位数X1.5%が加算されます。
要介護2	863円／日	947円／日	
要介護3	928円／日	1,014円／日	
要介護4	985円／日	1,072円／日	
要介護5	1,040円／日	1,125円／日	

※介護保健施設サービス費用に係る自己負担額(月額)が37,200円(老齢福祉年金受給者・第2段階の方は、15,000円、第3段階の方は24,800円)を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻される制度があります。

## 【必要に応じて算定する加算】

項目	金額	備考
初期加算Ⅰ	60円／日	入所日より起算して30日以内の期間（※但し、急性期療養をさける医療機関の一般病棟への入院後30日以内に施設入所となった場合及び以下の要件を満たす場合）①空床情報について地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関と情報を共有していること。②空床情報をウェブ上に定期的に公表し、急性期医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っている場合。
初期加算Ⅱ	30円／日	入所日より起算して30日以内の期間
短期集中リハビリーション実施加算Ⅰ	258円／日	医師又は医師から指示を受けた理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを行った場合（入所日から起算して3ヶ月以内の期間に20分以上の個別リハビリテーションを1週につき概ね3日以上実施）また入所者が退所後に生活をする居宅や社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成した場合
短期集中リハビリーション実施加算Ⅱ	200円／日	医師又は医師から指示を受けた理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを行った場合（入所日から起算して3ヶ月以内の期間に20分以上の個別リハビリテーションを1週につき概ね3日以上実施）
認知症短期集中リハビリーション実施加算Ⅰ	240円／日	医師が認知症を診断した上で、リハビリテーションで生活機能改善が見込まれると判断された者に対し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを個別に行った場合（入所日から起算して3ヶ月以内の期間に20分以上の個別リハビリテーションを1週につき3日を限度として実施）
認知症短期集中リハビリーション実施加算Ⅱ	120円／日	医師が認知症と診断した上で、リハビリテーションで生活機能改善が見込まれると判断された者に対し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを個別に行った場合（入所日から起算して3ヶ月以内の期間に20分以上の個別リハビリテーションを1週につき3日を限度として実施）
リハビリーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53円／月	施設でのリハビリーションの実施内容を厚生労働省へ提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションにあたり、必要な情報を活用していること。また口腔衛生・管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、各職種間で利用者のリハビリテーションの結果からつづらな効果的なための情報を共有している場合。
リハビリーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33円／月	施設でのリハビリテーションの実施内容を厚生労働省へ提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションにあたり、必要な情報を活用していること。
療養食加算	6円／1食	医師の発行する食事便りに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓食・肝臓病食・高脂血症食等及び特別な場合の検査食を提供する場合。
栄養マネジメント強化加算	11円／日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態・嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する場合。
経口移行加算	28円／日	経管により食事を摂取する利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。なお、180日を限度とする。
若年性認知症入所者受入加算	120円／日	若年性認知症の方を受け入れ、入所者及び家人の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合。
経口維持加算 I	400円／月	経口から食事を摂取しているが、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められ入所者に対し、経口維持計画を作成し、特別な管理を行なう場合。
口腔衛生管理加算 I	90円／月	歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生の管理を行なった場合
口腔衛生管理加算 II	110円／月	（Ⅰ）を算定し、口腔衛生等の管理に関する情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適かつ有効な実施のため必要な情報を活用している場合。
再入所時栄養連携加算	200円／回	入所された方が既所され、医療機関に入院した場合であって、施設に再入所となる場合、医療機関の栄養管理士と施設の栄養士が連携して栄養ケア計画書を作成した場合
外泊時費用	362円／日	外泊された場合に、所定単位数に代えて加算される。なお、外泊の初日とびはりは算定しない。なお、1月につき6日を限度とする。
緊急時治療管理	518円／日	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定（入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する）なお、1月につき3日を限度とする。
所定疾患施設療養費 I	239円／回	肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎のいずれかに該当し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定。なお、1月につき1回、連続する7日を限度として算定し、緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
所定疾患施設療養費 II	480円／回	肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎のいずれかに該当し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定。なお、1月につき1回、連続する10日を限度として算定し、緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。 ※医師が感染症に関する研修を受講しているか、感染症対策に関する十分な経験を有する医師を配置している場合
退所時情報提供加算	500円／回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、当該入所者の紹介を行なった場合。
入退所前連携加算 II	400円／回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者が利用を希望する居宅支援事業者に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合
訪問看護指示加算	300円／回	退所後、訪問看護が必須と認められ、訪問看護ステーションに對し、指導書を交付した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められたため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適當であると判断した入所者に對し、介護保健施設サービスを行なった場合。なお、入所日から起算して7日を限度とする。
ターミナルケア加算	72円／日	死亡日以前31日以上45日以下について算定（厚生労働大臣が定める基準に適合するする利用者）
	160円／日	死亡日以前45日以上30日以下について算定（厚生労働大臣が定める基準に適合するする利用者）
	910円／日	死亡日の前日及び前々日にについて算定（厚生労働大臣が定める基準に適合するする利用者）
	1,900円／日	死亡日について算定（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I (イ)	140円／1回	①医師又はかかりつけの薬剤師の薬物療法に関する研修を受講。②入所後1ヶ月以内に处方内容が変更になる可能性を主治医に説明し、合意を得ていること。③入所前内に種類以上の中の内服が処方され、入所中に主治医と共同で処方の調整を行い、療養上の指標を実施。④入所中に処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職員間で情報共有を図り、変更後の入所者の状態について、多職種で確認を行う。⑤入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は、退所時は退所後1ヶ月以内に当該入所者の主治医に情報提供を行なった場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I (ロ)	70円／1回	①、④、⑤に適合しており入所前に種類以上の中の内服が処方されている方にについて総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行なった場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	240円／1回	（Ⅰ）を算定し、入所者の内服情報を提出し、処方に当たって、当該情報その他の薬物療法の適かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	100円／1回	（Ⅱ）を算定し、6種類以上の中の内服が処方されており、入所中に処方内容を当該施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価、調整し、内服量の種類を1種類以上減少した場合
褥瘡マネジメント加算 I	3円／月	継続的な入所者ごとの褥瘡管理を実施した場合
褥瘡マネジメント加算 II	13円／月	（Ⅰ）を算定している施設において、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合
排泄支援加算 I	10円／月	排泄に介護を要する利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が入所時等に評価するとともに、少くとも6ヶ月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、排泄支援に看護師、介護職員等が共同して支援計画を作成し、継続して実施している場合
排泄支援加算 II	15円／月	（Ⅰ）を算定し、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時より排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないかはオムツを使用あるいは使用なしに改善している場合
排泄支援加算 III	20円／月	（Ⅰ）を算定し、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時より排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないかはオムツを使用あるいは使用なしに改善している場合
自立支援促進加算	300円／月	医師が評価を行い、継続的に入所者ごとの自立支援を行なった場合
科学的介護推進加算 I	40円／月	入所者ごとの入所者の心身の状況にかかる基本的な情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他)を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報を活用していること。
科学的介護推進加算 II	60円／月	入所者ごとの入所者の心身の状況にかかる基本的な情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況、内服情報等)を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報を活用していること。
安全対策体制加算	20円／回	施設内に安全対策部門・外部研修を受けた担当者を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合
認知症チームケア推進加算 I	150円／月	施設入所者のうち認知症の者の占める割合が6割以上で認知症介護の指標に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、対象者の認知症評価を計画的に実施している。また認知症ｹｱｹｱについて、計画の作成、定期的な評価ｹｱｹｱの振り返り、計画の見直し等を実施。また認知症予防に係る専門的な研修修了者を1名以上配置
認知症チームケア推進加算 II	120円／月	施設入所者のうち認知症の者の占める割合が6割以上で対象者の認知症に関する評価及び認知症ｹｱｹｱについて、計画の作成、定期的な評価ｹｱｹｱの振り返り、計画の見直し等を実施。また認知症予防に係る専門的な研修修了者を1名以上配置
退所時栄養情報連携加算	70円／回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。
生産性向上推進体制加算 I	100円／月	生産性向上推進加算 IIの要件を満たし、IIのデータにより業務改善の取組による成果が確認できること、また見守り機器等のデータを複数導入し、職員間の適切な役割分担などの取組等を行い、1年ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行なっている場合
生産性向上推進体制加算 II	10円／月	利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催し必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施。また見守り機器等のデータを1以上導入し、1年ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行なっている場合

## 2. 食費・居住費(滞在費)

利用者 負担段階	食費	居住費(滞在費)	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円／日	550円／日	0円／日
第2段階	390円／日	550円／日	430円／日
第3段階①	650円／日	1,370円／日	430円／日
第3段階②	1,360円／日	1,370円／日	430円／日
第4段階	1,445円／日	1,728円／日	437円／日

※食費・居住費(滞在費)の利用者負担段階について

- ・第1段階…生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方  
預貯金：単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
- ・第2段階…市町村民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方  
預貯金：単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①…市町村民税非課税であって、課税年金収入額が80万円以上120万円未満の方  
預貯金：単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②…市町村民税非課税であって、課税年金収入額が120万円超の方  
預貯金：単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
- ・第4段階…上記以外の方

### ※食費の範囲

食材料費+調理費用相当  
食費内訳＝朝食481円、昼食482円、夕食482円

### ※居住費の範囲

多床室(2人部屋・4人部屋)…光熱水費相当  
従来型個室…室料+光熱水費相当

※当施設は、生計困難者を対象とした無料低額介護保健施設利用事業を実施しております。

### ※従来型個室に関する経過措置について

従来型個室を利用する方で、次に該当する方は多床室の利用料金になります。

- ①感染症や治療上の必要により個室利用の必要があると医師が判断した方
- ②著しい精神症状等により、同室の他利用者の心身状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、個室利用の必要があると医師が判断した場合

## 3. 介護保険サービス費以外の必要経費

全ての入所者に係る費用

項目	金額
健康管理費	実費
入所者の希望により係る費用	
項目	金額
特別な室料	1日あたり450円(一般様の個室・二人部屋)
洗濯代	1点につき50円(下着は除く)
電気代	1ヶ月1,000円 ※TV、ラジオなどを持ち込まれた場合
教養娯楽費	実費
特別な食事・おやつ	実費
理美容代	1回あたり2,000円
文書料	診断書等の文書に係る費用を徴収する場合があります。

◎合計利用料は下記の計算により算出します。

介護保健施設サービス費+各種加算+食費+居住費+介護保険サービス費以外の必要経費=合計利用料